

# 奨学給付金に関する保護者負担軽減について

保護者の経済的負担を軽減するため、国及び県による各種の補助制度があります。

## 就学支援金制度

- 名称:  
高等学校等就学支援金
- 支給金額:  
最大 33,000円※(当校)

授業料に充てるための就学支援金を支給し、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与

## 納付金軽減制度

- 名称:  
私立高等学校等納付金軽減補助
- 軽減金額:  
上限額 9,900円

経済的な理由により就学困難な世帯の児童生徒が安心して学校生活を送れるように設けた制度

## 奨学給付金制度

- 名称:  
高校生等奨学給付金
- 軽減金額:  
上限額 150,000円

授業料以外の教育に必要な経費を支給(教科書費等)

# 各制度概要 ①

	就学支援金	納付金軽減	奨学給付金
主管	国(県)	福岡県(福岡市)	福岡県(福岡市)
概要	「経済的負担の軽減と教育の実質的な機会均等」を目的	経済的に就学困難な世帯の児童生徒学校生活を支援	授業料以外の教育に必要な経費を支給(教科書費等)
対象者	①生活保護受給世帯 ②年収910万円以下 ※両親、高校生、中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安	①生活保護受給世帯 ②非課税世帯 ③国民年金納付免除者 ④児童扶養手当受給者 ⑤弟妹が就学援助あり ⑥児童福祉施設入居者 ⑦その他	①生活保護受給世帯 ②非課税世帯で条件に該当する者  ※7月1日に在学する者が対象
支給・軽減額等	9,900円～31,500円 ( // ~33,000円=国際科)  ※収入により支給額が異なる。	上限 9,900円 ※	①生活保護受給世帯 年額 52,600円 ②非課税世帯 年額129,600円又は 150,000円

## 各制度概要 ②

施策	就学支援金	納付金軽減	奨学給付金
申請時期	①入学時 ②毎年6月(2, 3年生時も同じ)	毎年6月～1月 (年3回の申請機会あり)	毎年7月1日～8月31日
申請方法	①マイナンバー提出 ②課税証明書等提出※ 1年生は入学時にマイナンバー提出と併せて提出 (県の正式決定までの間、学校の仮決定を希望する場合) ③生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書の提出が必須	①保護受給証明書 ②源泉徴収票、課税証明書、児童扶養手当証明書、就学援助認定書、福祉施設への入所を証明する書類、その他	①生活保護世帯 7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる証明書 ②非課税世帯 非課税証明書 ③通帳(写) 保険証(写)(必要な者のみ)
支給方法	学校が代理受領(授業料と相殺)	学校が代理受領(授業料と相殺)	保護者に支給(12月以降)
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">※保護者には直接支給されません。</div>			
提出先 (担当)	第一薬科大学付属高校 ・担当:野口 (一高、薬付分を一括担当)	福岡第一高校 ・担当:野田 第一薬科大学付属高校 ・担当:永盛	福岡第一高校 ・担当:野田 第一薬科大学付属高校 ・担当:野口

# 奨学給付金の申請時期等

申請開始

7月

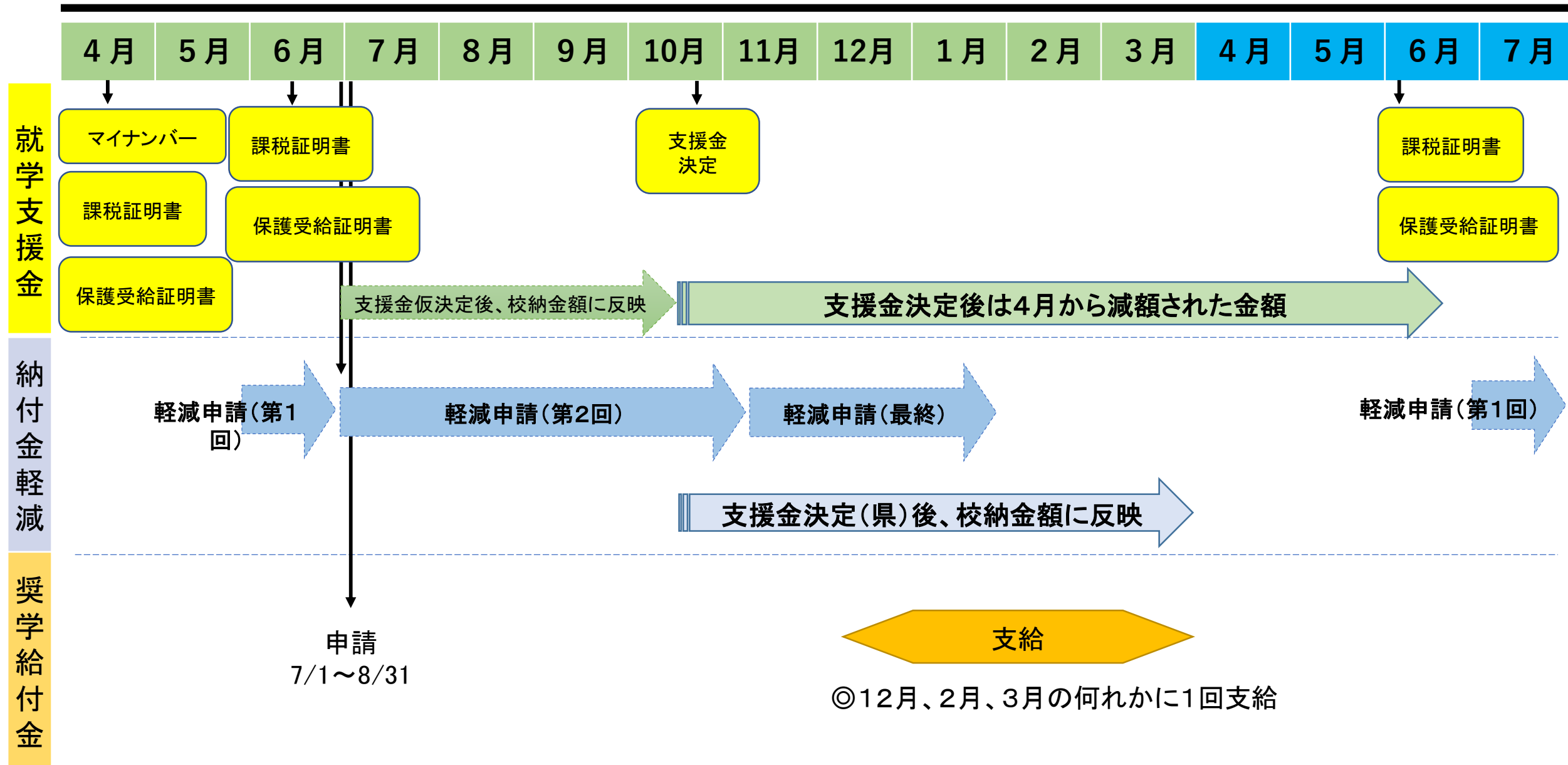
決定(県)

12月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
令和3年度課税額による支給額 翌年3月まで適用															
申請															
提出期限: 8月下旬															
												◎12月又は2月又は3月の何れかに支給			

申請手続きは、年1回のみ。  
申請がない場合は、給付が受けられません。

# 就学支援金・納付金軽減・奨学給付金の申請時期等



・高等学校等  
・7月1日現在  
・通常 申請用

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

高校生等奨学給付金支給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者の住所 (保護者等)	〒	ふりがな
	電話	申請者の氏名 (保護者等)
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・ 主たる生計維持者・生徒本人・その他 ( )	
世帯区分 ※いずれかの□に印を 付けてください。	A.生活保護受給世帯（生活保護受給世帯であって生業扶助を受給しています。） <input type="checkbox"/> A-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> A-② 通信制の私立学校に通う高校生等	
	B.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯です。 <input type="checkbox"/> B-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> B-② 通信制の私立学校に通う高校生等	
	C.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯です。 <input type="checkbox"/> C-① 複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> C-② 高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立学校に通う高校生等	

(注) 通信制の学校に通う高校生等を含め複数の高校生等がいる場合には、通信制以外の学校に通う高校生等は、C-①にチェックしてください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生徒の 生年月日	平成	年	月	日
生徒の氏名						
就学支援金受給資格認定番号						
- 0 4 -						

在学する学校	学校名	私立:	
	在学期間	(平成/令和) 年 月 日 ~ 学校の種類・課程・学科	
	学校の所在地	都道府県 市区町村	
過去の学校の在学期間	学校名	(平成/令和) 年 月 日 ~ (平成/令和) 年 月 日 学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【書類チェック欄 (※申請書を提出する前にチェックしてください。)】

世帯区分 A 共通	<input type="checkbox"/> 生業扶助の措置状況が分かる証明書 ※生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯は、添付が必要です。
世帯区分 B、C 共通	<input type="checkbox"/> 課税証明書・非課税証明書等 ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯は、添付が必要です。
世帯区分 C 共通	<input type="checkbox"/> 健康保険証等の写し ※C-①: 1人目の高校生等を確認するため、提出が必要です。 ※C-②: 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を確認するため、提出が必要です。
福岡県外に在学	<input type="checkbox"/> 在学証明書 ※県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合は、添付が必要です。

【保護者等の収入の状況について】（※(1)～(3)のいずれかの口に印を付けてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出します。

① 7月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（提出を省略する場合は、(3)の口に印を付けてください。）

① 親権者（両親）2名分

親権者1名分

（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）

②

・離婚、死別等により親権者が1人の場合、  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等

③

未成年後見人（ ）名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）  
（未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）

④

生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分

・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤

生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

課税証明書等を添付する者（①～⑤）の氏名及び生徒との続柄

ふりがな	生徒との続柄
氏名	

ふりがな	生徒との続柄
氏名	

(3) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【扶養親族等の状況について】（※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合は、以下を記入してください。）

(1) オモテ面の世帯区分で、B又はCの口に印を付けた場合は、下記内容を確認の上、口にレ点をつけてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

(2) オモテ面の世帯区分で、Cの口に印を付けた場合は、「1人目の高校生等」又は「15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」を記入してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	学校・学年、職業等	課程
				平成 年 月 日	
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

(注) 7月1日現在の状況を記入してください。「続柄」の欄は、対象となる高校生等を基準としてください。